

# 青森県報

第五百七十八号

令和五年  
二月二十四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……一
- 青森県土地利用基本計画の変更……………(監理課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二

### 雑 報

- みちのく有料道路、青森空港有料道路及び第二みちのく有料道路の障害者割引措置の変更……………(道路公社) ……二

## 告 示

### 青森県告示第九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名

住

所

指定年月日

小野 紘太郎

弘前市大字松ヶ枝三丁目二の六マダムハウス一〇三

令和五年二月二十四日

### 青森県告示第九十二号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和五年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

森林地域

区域を縮小した町村

七戸町、六ヶ所村、南部町

### 二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

### 青森県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

1	番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			本八戸停車場線	八戸市内丸二丁目一四の二三から八戸市内丸二丁目一四の二四まで	後 前	一八・九〇メートルから一〇・二〇メートルまで 一六・〇〇メートルから五二・八〇メートルまで 一〇・二〇メートルから一八・九〇メートルまで	一八〇・八〇メートル 三四七・三〇メートル 一八〇・八〇メートル	

青森県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

青森県知事 三村申吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道本八戸停車場線	八戸市内丸二丁目一七の二から八戸市内丸二丁目一七の一まで	令和五・二・四

雑報

青森県道路公社公告第一号

みちのく有料道路、青森空港有料道路、第二みちのく有料道路の障害者割引措置を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五

条第一項の規定に基づき公告する。

令和五年二月二十四日

青森県道路公社理事長 岡前 憲 秀

一 料金の表の備考のイを次のように改める。

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は青森県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、青森県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手續きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、青森県道路公社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害

の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき青森県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、青森県道路公社が別に定めるもの

(イ) 割引率

割引率は五十パーセント以下とする。

(ウ) 実施年月日

令和五年三月二十七日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円